

こんなときどうする？

～介護保険で使えるお金のはなし～



お問合せ

○伊勢崎市役所 介護保険課(代表)

- ・保険料係
- ・給付係

TEL 24-5111

TEL 27-2742

TEL 27-2743

○赤堀支所市民サービス課

TEL 62-9792

○あずま支所市民サービス課

TEL 62-9909

○境支所市民サービス課

TEL 74-0368

保険料の納付が大変…

納付猶予や減免の制度があります。

- ①火災・水害などの災害により、住宅・家財に著しい損害を受けた
- ②世帯の生計を主として維持する人の死亡・入院などにより世帯の収入が減少した
- ③世帯の生計を主として維持する人の失業・売上減少などにより世帯の収入が減少した
- ④生活に困窮している(市民税課税者と同一世帯・扶養関係がない場合)

上記①～④のいずれかに該当すると思われる方は介護保険課保険料係までご相談ください。

保険料を納めないと、未納期間に応じて
介護サービスを利用する際の負担割合の引き上げや、
高額介護サービス費などの給付が受けられなくなります。

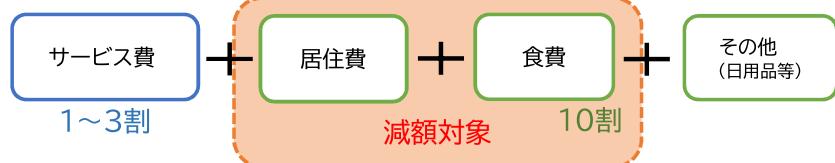


施設に入りたいけどお金がかかるから…

介護保険負担限度額認定

という制度が利用できるかもしれません！

本来であれば全額が利用者の自己負担になる食費と居住費が安くなる(減額)という制度です。



対象者

- ①世帯全員が住民税非課税
- ②年金収入額に応じて定められた預貯金額を下回っている

対象の方の本人確認書類と対象者本人・配偶者のすべての通帳をお持ちになり窓口までお越し頂くか、郵送・スマートフォンからも申請ができます。



利用料がもっと安くならないかな？

社会福祉法人等利用者負担軽減制度 があります。

社会福祉法人が行うサービスの利用者負担額が4分の1軽減されます。

対象となる社会福祉法人・サービス種類については群馬県のHPから確認ができます！



対象者

- ①世帯人数による収入や預貯金額、不動産など資産の有無、扶養の状況と総合的に勘定し生計が困難である
- ②介護保険料の滞納がない

申請する際は前年の収入を証明するもの(源泉徴収票・年金支払い通知書・確定申告書の写し)と世帯全員分の通帳を持って窓口までお越しください。

在宅サービスでも受けられる助成はないの？

居宅サービス等利用者負担金助成

という制度はご存じですか。

伊勢崎市独自のサービスで支払った利用料の額の他制度により減額されていない自己負担金2分の1を市が助成(振込)する制度です。

食費と居住費は
含まれません！



詳しくは市の
ホームページへ！



対象者

- ①世帯全員が住民税非課税
- ②介護保険料の未納がない
- ③課税者に扶養されていない
- ④世帯収入と介護保険に係る支出の差が生活保護基準額を下回る

申請する際は前年の収入を証明するものと世帯全員分の通帳、該当する方は障害者手帳、月次の家賃金額を証明する書類を持って窓口までお越しください。

利用しているサービスを確認し、ご自身に合った制度をご活用ください！